

**福島県農林水産業の振興に向けた
福島県と国立大学法人福島大学農学群食農学類の連携に関する協定書**

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人福島大学（以下「乙」という。）は、乙の農学群食農学類の開設を契機として、福島県の農林水産業の振興に向けて相互に連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、福島県の農林水産業の振興・発展と農山漁村の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。
- （1）甲と乙による共同研究の実施及び相互の研究への協力に関すること。
 - （2）乙が設置する地域の課題解決に向けた講座の運営に関すること。
 - （3）乙の農学群食農学類の学生実習及び講義への甲の支援に関すること。
 - （4）甲の農業総合センター農業短期大学校及び農業高校等における教育への乙の支援に関すること。
 - （5）甲の農業総合センター農業短期大学校及び農業高校等と乙の農学群食農学類との交流等に関すること。
 - （6）その他農林水産業の振興・発展と農山漁村の活性化に関すること。
- 2 前項（2）の連携については次条及び第4条に定めるところによる。
- 3 第1項（1）及び（3）から（6）の連携に必要な費用負担や手続き、危険負担等については、甲と乙が別途協議して定める。

（地域課題解決実践講座の設置）

- 第3条 乙は、福島県の農業・農村の振興に係る課題の解決を図るため、農学群食農学類に地域課題解決実践講座（以下「実践講座」という。）を設置する。
- 2 乙は、実践講座に担当教員を配置し、甲、市町村及び関係団体と連携しながら、農業・農村に係る課題の解決に向けた調査、研究を実施する。
 - 3 実践講座の調査研究テーマやその期間等については、甲と乙が協議して定める。
 - 4 乙は実践講座により得られた知見や技術情報等について、甲、市町村、関係団体及び農業者に広く公開する。

（地域課題解決実践講座への支援）

- 第4条 甲は、乙が実践講座の設置に要する費用について補助を行う。
- 2 設置する講座は年間2講座までとし、補助金額は2講座合わせて年間2千万を上限とする。

3 乙が農業・農村に係る課題の解決に中長期的な視点から取り組めるよう、第1項の補助期間は平成31年度から最長10年間とする。

4 実践講座への補助金額については、毎年度、甲と乙が協議して定める。

（関係法令等の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たって、次の各号のとおり法令を遵守するものとする。

- （1）個人情報の取扱について、福島県個人情報保護条例、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び関係法令
- （2）本協定に基づく事業の実施に当たって知り得た秘密の守秘について、地方公務員法、国立大学法人法及び関連法令
- （3）その他、本協定に基づく事業の実施に係る関連法令

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その対応を決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の次年度から10年間とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年12月10日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県

福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 福島県福島市金谷川1番地
国立大学法人福島大学

学 長 中 井 勝 己